

令和 2 年 9 月 28 日



## 容量市場 2020 年度メインオークションに係る監視の最終報告

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 7 月に電力広域的運営推進機関において実施された容量市場のメインオークションについて、「容量市場における入札ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったかどうかについて監視を行い、9 月 14 日（月）に監視の中間報告を実施したところです。

本日は、監視の最終結果をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

### 監視の観点と監視結果

#### 〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者の監視）

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者（以下「市場支配的事業者<sup>注1</sup>」という。）が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと（売り惜しみ）又は電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- ・ こうした観点から、電力・ガス取引監視等委員会は、ガイドラインに基づき、市場支配的事業者による売り惜しみや価格つり上げについて、以下〔2〕、〔3〕の監視を実施した。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配的事業者に該当する。令和 2 年度に実施される容量市場オークションでは、前年度実績がないため、当年度において 500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者（旧一般電気事業者）が該当する。

#### 〔2〕売り惜しみの監視（最終報告）

- ・ ガイドラインに基づき、応札しなかった電源又は期待容量<sup>注2</sup>を下回る容量で応札した電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともにその根拠となる資料の提出を求め、その合理性を確認したところ、問題となる事例は認められなかった。
- ・ なお、応札しなかった等の主な理由は、いずれもガイドラインに記載されている以下に該当するものであった。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量。

- (1) 実需給年度において、計画停止または休廃止を予定している又は補修工事等によって、リクワイアメント<sup>注3</sup>を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- (2) 実需給年度において FIT 認定を予定している等、入札対象外電源となる見込みがある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等

### 〔3〕 価格つり上げの監視（最終報告）

- ガイドラインに基づき、「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」及び「市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源（ただし、約定価格以上）」について、ガイドラインに沿った適切な維持管理コスト（電源を維持することで支払うコストから電源を稼働することで得られる他市場収益を差し引いた額）で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、問題となる事例は認められなかった。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 遠藤

担当者：宮嶋、水町、佐々木、新井、飯沼

電話：03-3501-1552(直通)

03-3501-1568(FAX)